

## 旅館業法の体系

### 営業者

- 営業の許可(第3条)  
許可を受けて営業
- 営業者の責務(第3条の4)  
安全・衛生の水準の維持・向上  
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置(第4条)  
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生  
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限(第5条)
- 宿泊者名簿の備え付け義務(第6条)

### 都道府県知事

(保健所設置市長、特別区長)

- 営業許可(第3条)
- 報告徴収・立入検査の権限(第7条)
- 基準に適合しなくなったと認める場合  
の改善命令(第7条の2)
- 営業の許可の取消又は営業の停止  
(第8条)  
法律又は法律に基づく処分に違反し  
たときなどに命ずることが可能

## 関係条文（旅館業法抜粋）

### （営業の許可）

第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。（柱書き以下略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準（注1）に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3～6 略

（注1） 政令で定める基準については、「参考」を参照。

### （営業者の責務）

第三条の四 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

(営業者の講ずべき衛生措置)

第四条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

(宿泊拒否の制限)

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(宿泊者名簿)

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

(報告徴収、立入検査)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

## (改善命令)

第七条の二 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三条第二項の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## (営業の許可の取消又は営業の停止)

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十四条、第一百七十五条又は第八十二条の罪(注2)

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)に規定する罪(同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。)(注3)

三 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二章に規定する罪

(注2) 公然わいせつ、わいせつ物頒布等、淫行勧誘の罪

(注3) 特定遊興飲食店営業に関する罪は平成28年6月23日施行。

(罰則)

第十条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して同条同項の規定による許可を受けないで旅館業を經營した者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第五条又は第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二条 第六条第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

(両罰規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十条又は第十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

# (参考) 旅館業法施行令で定める施設の構造設備の基準 (概要)

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
概要	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
客室数	10室以上	5室以上	規制なし
客室床面積	9㎡以上/室	7㎡以上/室	延床面積33㎡以上
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。	同左	規制なし(注)
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	同左	同左
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	同左
その他	都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。	同左	同左

注) 国の法令上の基準はないが、通知で玄関帳場(フロント)又はこれに類する設備を設けることを求めており、これを条例で基準化しているケースがある。6